

平成23年度

政策提言等に関する報告

平成24年2月27日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

はじめに

当委員会は、地方分権が進展する中、県議会の政策立案機能等の充実・強化を図るため平成19年度から設置され、毎年度提言を行ってきたが、平成23年度も新たな委員で政策提言案の検討等に取り組んだ。

全議員を対象にした政策提言等に関する意向調査を行った上で、平成23年6月15日に第1回委員会を開催して以来、16回に及び委員会を開催し、その間、現状や課題等の把握を行い、対応策や提言内容について委員間で論議を重ねてきた。

その結果、「再生可能エネルギーの導入・開発の促進」、「障がい者支援」、「鹿児島県中小企業振興基本条例（仮称）の制定」及び「災害に強い県土づくり」について提言を行った。

本報告書は、平成23年度の当委員会の検討経過及び結果等について、取りまとめたものである。

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会	委員長	大園清信
	副委員長	柳誠子
	委員	下鶴隆央
	委員	大久保博文
	委員	ふくし山ノブスケ
	委員	園田豊
	委員	藤崎剛
	委員	小園しげよし
	委員	まつざき真琴
	委員	永井章義
	委員	高橋稔
	委員	日高滋
	委員	成尾信春

目 次

1 委員会の活動経過	1
（1）委員会の行う検討・調査事項	1
（2）議員への意向調査の実施	1
（3）検討項目の決定	1
（4）委員会の開催状況	2
（5）検討結果の概要	4
2 提言	4
（1）「再生可能エネルギーの導入・開発の促進について」（政策提言）	
（2）「障がい者支援について」（政策提言）	
（3）「鹿児島県中小企業振興基本条例（仮称）の制定について」（政策条例の対象項目）	
（4）「災害に強い県土づくりについて」（政策提言）	

1 委員会の活動経過

(1) 委員会の行う検討・調査事項

- ア 議会が知事及び教育委員会等に対して行う政策提言案
- イ 議員による政策条例の対象とすべき事項

(2) 議員への意向調査の実施

平成23年5月、議員が認識している政策課題や県政への提言等を把握するため、全議員を対象にした政策提言及び政策条例に関する意向調査を実施したところ、県政全般にわたる31件の提案がなされた。

提案項目件数 31件（政策提言 23件 政策条例 8件）

(3) 検討項目の決定

意向調査の結果等も踏まえ、当委員会の検討項目を次のとおり決定した。

- ① 再生可能エネルギーの導入・開発の促進
- ② 障がい者支援
- ③ 中小企業振興基本条例
- ④ 災害に強い県土づくり

(4) 委員会の開催状況

平成23年6月15日に第1回委員会を開催して以後、平成23年度中に委員会を16回開催した。委員会の中では、検討項目ごとに担当委員が課題等の説明を行うほか、環境林務部、保健福祉部、商工労働水産部など県当局からの現状等の聴取も実施して、委員間で議論を行った。

なお、関係の常任委員会委員長にもオブザーバーとして出席を求めた。

平成23年度政策立案推進検討委員会の開催等状況

月 日	会議名等	協議内容等
H23. 5.13	意向調査の実施	・全議員を対象とする意向調査
H23. 6.15	第1回委員会	・正副委員長の選出 ・検討の進め方等について
H23. 6.17	第2回委員会	・検討項目の選定について
H23. 6.21	第3回委員会	・検討項目の選定について
H23. 6.23	第4回委員会	・検討項目の決定について（4項目）
H23. 7.19	第5回委員会	・「再生可能エネルギーの導入・開発の促進」について (環境林務部、企画部、商工労働水産部から現状等の聴取)
H23. 7.27	第6回委員会	・「障がい者支援」について (保健福祉部、県民生活局、教育庁から現状等の聴取)
H23. 8. 8	第7回委員会	・「中小企業振興基本条例」について (商工労働水産部、土木部から現状等の聴取)
H23. 8.17	第8回委員会	・「再生可能エネルギーの導入・開発の促進」について
H23. 8.26	第9回委員会	・「再生可能エネルギーの導入・開発の促進」について ・「障がい者支援」について

月 日	会議名等	協議内容等
H23. 9.12	第10回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギーの導入・開発の促進」について ・「障がい者支援」について ・「中小企業振興基本条例」について
H23. 9.21	第11回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギーの導入・開発の促進」について ・「障がい者支援」について ・「中小企業振興基本条例（仮称）の制定」について
H23. 9.28	議長への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・提言案1「再生可能エネルギーの導入・開発の促進について」 ・提言案2「障がい者支援について」 ・提言案3「鹿児島県中小企業振興基本条例（仮称）の制定について」
H23.10. 6	議長から知事への提言（副議長，正副委員長同席）	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギーの導入・開発の促進について」 ・「障がい者支援について」
H23.11. 4	第12回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い県土づくり」について（危機管理局から現状等の聴取）
H23.12. 7	第13回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い県土づくり」について（土木部から現状等の聴取）
H24. 1.19	第14回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い県土づくり」について
H24. 2.14	第15回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い県土づくり」について
H24. 2.17	第16回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い県土づくり」について ・政策提言等に関する報告（案）について

(5) 検討結果の概要

検討項目について、「再生可能エネルギーの導入・開発の促進」、「障がい者支援」、「災害に強い県土づくり」の3項目を知事等に提言すべきとし、「中小企業振興基本条例」の1項目を議員提案による政策条例の制定に取り組むべきとした。

2 提言

(1) 「再生可能エネルギーの導入・開発の促進について」(政策提言)

※ 平成23年9月28日に議長へ提言。

別紙1のとおり

(2) 「障がい者支援について」(政策提言)

※ 平成23年9月28日に議長へ提言。

別紙2のとおり

(3) 「鹿児島県中小企業振興基本条例(仮称)の制定について」(政策条例の対象項目)

※ 平成23年9月28日に議長へ提言。

別紙3のとおり

(4) 「災害に強い県土づくりについて」(政策提言)

※ 平成24年2月27日に議長へ提言。

別紙4のとおり

I 再生可能エネルギーの導入・開発の促進について

1 提言の背景

(1) 最近の状況

地球温暖化対策と米国の金融危機に端を発した世界同時不況という、2つの課題を同時に克服するため、世界各国で、また、我が国においても「環境」をキーワードにして、グリーンニューディール政策が推進されている。

そこで、平成21年10月に、県議会としては、次世代につなげる低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現等を目指し、鹿児島県版グリーンニューディール政策として推進するよう提言し、現在、県において取組がなされているところである。

去る3月11日、東日本大震災により、東北地方を中心に広い範囲で甚大な被害が発生し、また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、未だ収束を見ない事態である。

さらに、各地の定期点検中の原子力発電所において、緊急安全対策などのほか、ストレステストを参考にした安全評価を行うこととなり、現在、発電は再開されていない。多くの原子力発電所が稼働できないことから、全国的に、電力供給が低下し、企業等をはじめ各世帯も、節電等に取り組んでいる。

エネルギーは、国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギー資源の大部分を海外に依存する我が国にとって安定供給は必要不可欠である。それだけに、現状は我が国にとって極めて厳しい状況である。

今回の大震災、事故等を受けて、国においては、エネルギー政策の見直しに向けた議論が進められているが、既に節電等を経験している国民は、生活、経済活動に大きく影響しかねないと、このエネルギー政策の行方をこれまで以上に、関心を持って見守っている。

このように、3月11日を境にして、新たに生じたエネルギーの安定供給等の課題を踏まえ、県議会としても、鹿児島県版グリーンニューディール政策に加えて、今回、以下の課題について検討することとしたものである。

(2) 再生可能エネルギー，省エネルギーの必要性等

原油価格が乱高下し，また，地球温暖化対策の面から多くの課題を抱える化石燃料，そして，今回の事故等により厳しい目が注がれる原子力発電の状況を考えると，地球温暖化対策の推進，さらにエネルギー源の多様化，エネルギーの安定供給等のため，低炭素化また，省エネルギーの技術革新はこれまで以上に求められている。

また，低炭素化に資する再生可能エネルギーの開発・導入を進める中で，不安定な再生可能エネルギーを有効かつ確実に電力供給につなげるためには，我が国においても，スマートグリッドに係る新技術開発，構築に取り組んでいかなければならない。

このスマートグリッド，再生可能エネルギー，省エネルギーの更なる技術開発については，我が国の得意とする技術を生かし・支えるための施策を強化し，また，企業等自体も新たなビジネスチャンスとして意欲的に取り組むことが求められる。

なかでも，太陽光発電等の再生可能エネルギーは，コストや安定供給の面で課題はあるものの環境負荷が小さく，また，地域特性を生かしたエネルギーの開発・導入も可能であり，これにより，地域経済の振興，雇用機会の創出も期待できることから，積極的な技術開発，導入拡大に，早急に取り組んでいく必要がある。

(3) 本県の再生可能エネルギー・省エネルギーの導入

本県における再生可能エネルギーの導入状況は，太陽光発電については，日照時間の長さを生かし，千世帯あたりの設置件数で全国12位，風力発電は，風況もよく，発電容量で全国3位となっている。また，バガス，家畜排せつ物等の利用によるバイオマス発電・熱利用も進められている。

県においては，住宅用太陽光発電システム設置経費の助成として，平成21年度から22年度まで，8億円余りの予算額で約5千件が対象となったところであり，また，民間事業者等のLED照明，太陽光発電等の設備導入についても補助が行われるとともに，県有施設や市町村施設の省エネ・グリーン化も推進されている。

なお，太陽光発電設備などの省エネ設備の複合的導入を行う民間事業者等や，住宅用太陽光発電システム設置経費の助成として，9月補

正予算案で約1億5千万円が計上されたところである。

一方、8月には、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が設けられ、再生可能エネルギーに係る設備導入が進むものと期待されるところである。

今後とも、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現等に向けて、鹿児島県版グリーンニューディール政策を更に推進するとともに、東日本大震災以降、エネルギーを取り巻く環境の変化等を踏まえて、再生可能エネルギーの中で身近なものとなりつつある太陽光発電システム、省エネルギー設備・製品の導入促進の方策を検討していかねばならない。

また、再生可能エネルギー等の設備については、研究開発のほか、導入量が国内外で増えることにより、コストダウンにつながるため、国民が節電等を体感し、再生可能エネルギー・省エネルギーに対する理解が高まっているこの機会を捉えて、さらに普及啓発を行うことで、相乗効果が期待される。

(4) 本県における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の研究開発等の支援

県においては、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の研究開発や販路開拓等に対する支援として、産学官連携による共同研究や研究開発への助成、販路開拓に向けたトライアル発注等に取り組んでいる。

再生可能エネルギー・省エネルギー設備の研究開発は、地域の資源等を生かした地域振興にもつながることから、今後とも、研究開発や販路開拓等に取り組む企業等を更に積極的に支援・育成していく必要がある。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提 言

- (1) 電力供給低下により，新たな供給力の確保のため，国際的にも再生可能エネルギーの代表として見られている太陽光発電システム導入促進のための方策を検討すること。
- (2) 省エネルギー設備等の利用促進を図るため，省エネルギー設備・製品の導入促進のための方策を検討すること。
また，県有施設においては，再生可能エネルギー・省エネルギー設備の活用を引き続き進めること。
- (3) 地域を元気にし，雇用創出につながる再生可能エネルギー・省エネルギー設備の研究開発を促進するため，産学官連携をより積極的に推進すること。
また，トライアル発注で一定の評価を収めた製品等の利用促進を図るなど，県内で研究開発に取り組んでいる企業等への支援や育成に努めること。
- (4) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進や県民の省エネ行動を促進するため，補助金制度等の周知や省エネ表彰を行うなど，普及啓発に努めること。

1 本県の取組状況

(1) 「鹿児島県新エネルギー導入ビジョン」における新エネルギー導入目標

本県では、地球温暖化対策は急務であることなどから、平成22年度に改定した「鹿児島県新エネルギー導入ビジョン」に基づき、本県の地域特性を生かした新エネルギーの一層の導入促進を図ることとしている。

2020（平成32）年度における本県の新エネルギー導入目標

区 分	導入実績		導入目標			国の目標 2005年度比
	2005年度 (平成17年度)	2009年度 (平成21年度)	2020年度 (平成32年度)	2005 年度比	2009 年度比	
太陽光発電	31,100 kW	62,093 kW	592,000 kW	19.0倍	9.5倍	20倍
太陽熱利用	40,675 kL	41,662 kL	122,000 kL	3.0倍	2.9倍	3倍
風力発電	85,505 kW	154,415 kW	229,000 kW	2.7倍	1.5倍	5倍
バイオマス発電・熱利用	黒液	45,900 kW	45,900 kW	—	—	—
	その他	11,281 kL	14,609 kL	23,700 kL	2.1倍	1.6倍
バイオマス燃料製造	101 kL	189 kL	3,000 kL	29.7倍	15.9倍	—
中小規模水力発電	1,186 kW	1,586 kW	3,000 kW	2.5倍	1.9倍	15倍
温度差熱利用	—	—	導入実績を 数例作る	—	—	—
地熱発電（バイナリー方式）	—	—		—	—	—

(注) kW は発電容量の単位、kL は熱エネルギーの単位（原油換算）

(2) 本県の導入実績

再生可能エネルギー導入においては、本県は日照時間が長く、風況のよい場所が多いことから、太陽光発電や風力発電設備の設置件数等が多い。

区分	対象	件数・発電容量	全国順位	調査年月
太陽光発電	千世帯あたりの設置件数	24 件	12位	H23.3現在
風力発電	発電容量	154 千kW	3位	H22.3現在

(住宅用太陽光発電システム補助の予算額)

予算区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国	421億円	546億円	349億円
県	302百万円	500百万円	(153百万円)

注() 書きは9月補正予算計上分で、太陽光発電設備などの省エネ設備の複合的導入を行う民間事業者や、住宅用太陽光発電システムを設置する県民に対する補助の予算額

(3) 県有施設等での導入実績

グリーンニューディール基金を活用し、鹿児島県庁舎エコ化事業（平成22～23年度 事業費253百万円）で、太陽光発電システム（60kW）の整備、LED化、省エネ器具化等、鹿児島県省エネルギー化推進事業（平成21年度 事業費56百万円）で、環境共生型モデル住宅の整備などに取り組んでいる。

また、民間施設等での太陽光発電、LED照明等の導入に対して補助を行い、民間事業者の省エネ設備導入を促進し、また、市町村においても省エネ化、再生可能エネルギー導入促進事業が進められている。

2 再生可能エネルギー等に係る本県での新技術開発

(1) 「かごしま製造業振興方針」での位置付け

県では、3月に策定した「かごしま製造業振興方針」において、今後取り組むべき振興方針の一つとして、「新成長分野への参入支援」を掲げ、対象産業として「環境・新エネルギー産業」を位置付けている。

(2) 産学官連携体制、共同研究等の取組状況

県では、産学官連携による共同研究を進めるため、鹿児島大学構内に（財）かごしま産業支援センターの「産学官連携課」を設置するとともに、産学官連携サポーターを配置し、大学等が保有する研究シーズと県内企業のニーズのマッチングを図っている。

一方、鹿児島大学においては「産学官連携推進機構」を、鹿児島工業高等専門学校においては「地域共同テクノセンター」をそれぞれ設置し、研究成果の技術移転等に取り組んでいる。

また、県や（財）かごしま産業支援センターに設けられた研究開発や販路開拓等に対する支援制度を活用して、様々な省エネ関係の開発等が進められている。

(3) 本県における主な支援制度

・ 研究開発支援制度

事業名(対象)	事業内容	助成内容	最近の主な事例
重点業種研究開発支援事業 (県内中小企業者)	自動車・電子・新成長分野関連産業に関する新技術・新製品の開発に対する支援	400万円以内 総経費の 2/3 以内	○超高輝度大光量 LED 照明装置の開発(4,000W メタルハライド電球対応型)
研究開発助成事業 (県内中小企業者)	研究開発型事業等が行う新技術・新製品の開発・試作に対する支援	300万円以内 総経費の 2/3 以内	○熱伝導性接着剤付きヒートシンク ○電照菊の栽培のための赤色 LED (発光ダイオード)
かごしま産業おこし挑戦基金 (県内中小企業者)	中核的企業創出プログラム事業 ・研究開発に対する支援 ・人材育成に対する支援 ・専門家招聘に対する支援等	950万円以内 2/3 以内	○地球環境に貢献する次世代省エネLED防犯灯の開発

・ その他の支援制度

事業名(対象)	事業内容	助成内容	最近の主な事例
トライアル発注制度 (県内中小企業者) ※食品は対象外	県内に本社・本店等を有する中小企業者等が開発した製品等について ・ 県の機関が試験的に発注 ・ 展示会出展費用助成	・ 県での製品の購入 ・ 販路開拓 1/2 以内 上限 20 万円	○ 植物性廃食油をリサイクルした軽油代替燃料 ○ シラスバルーンを活用した遮熱効果のある水系塗料
中小業経営革新補助金 (県内中小企業者)	県内産の資源を活用し地域への波及効果の高い取組に対して ・ 新商品等開発に係る助成 ・ 販路開拓に係る費用助成	300 万円以内 総経費の 1/2 以内	○ 畜糞バイオマス燃料の開発 ○ 照明器具用 LED モジュール等の開発

Ⅱ 障がい者支援について

1 提言の背景

(1) 最近の状況

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障がいのある、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の支援の充実が求められてきた。

県議会においては、特別支援学校、特別支援学級及び通級により指導を受ける生徒等が増加していることによる課題や、通常の学級における学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいのある生徒等への支援のあり方、さらに、離島における障がいのある生徒等の進学の課題などについて、議論を行ってきた。

今回は、障がい者支援に関する様々な課題の中から、以下の課題について、検討することとしたものである。

(2) こども総合療育センターの現状

障がいのある子どもの早期発見・早期療育のために、より専門的な診療等や地域における療育の推進を図るための機関の整備が求められてきた。

県議会が行った平成20年度の政策提言「子育て支援について」の中でも、その整備の必要性が示されている。

その後、昨年6月に、障がい児全般にわたる総合相談窓口を備え、発達障がいをはじめとする障がい児またはその疑いのある子どもを対象として、外来による診療・療育及び地域療育支援などを行う「こども総合療育センター」（以下「センター」という。）が、旧整肢園の建物を改修して、オープンしたところである。

しかし、身近な地域での支援が十分と言えないことやセンターへの期待の大きさ等から利用者が集中し、診療までの待機期間が数ヶ月にも及ぶという問題が生じた。その改善のために、医師等を増員するなどの対応がなされてきたが、依然として、診療待ちの状況が続いている。

センターが、利用者の期待に応え、本来果たすべき役割を十分に発揮するためには、総合的な対策が必要である。

(3) 離島の特別支援教育の現状

本県には、県立15校、国立1校の特別支援学校、地域の小・中学校においては、特別支援学級や通級による指導等により、特別支援教育が行われている。

このうち、種子島と奄美大島においては、特別支援学校が設置されているが、その他の離島における特別支援教育の充実が、本県教育の長年の課題のひとつである。

このような中で、平成22年度から、大島養護学校の教員を与論高校の校舎に派遣する訪問教育が始まった。また、高等部のなかった中種子養護学校に、来年4月に高等部が開設されるなど、離島における後期中等教育の充実が図られてきている。

しかし、特別支援学校高等部が設置されていない離島の保護者等からは、引き続き、地域で学べるように、特別支援学校の分校・分教室の設置等を要望する声があがっている。

一方、県教育委員会においては、特別支援学校に本来求められる高度な専門性や学習効果が、少人数の学習集団において得られるか明らかでないといった課題が考えられることから、生徒の在籍見通しや、他県における設置状況の調査等を行っている。

離島においては、障がいのある生徒は、進学時に選択肢が限られていることなどから、与論島の訪問教育の成果等を踏まえつつ、この課題について、早急な検討が必要である。

(4) 小・中学校における特別支援教育の現状

障がいのある児童生徒の学校における日常生活の介助、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員については、各市町村により配置されているが、財源が交付税であることから、市町村によっては、支援員の人数や勤務時間など、学校のニーズに応じた配置になっていない現状が見られる。

また、担任への支援や学校内・関係機関との連絡調整を円滑に行うために、すべての小・中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターについては、それぞれの学校の取組に任されており、その役割を十分に発揮できるような環境整備が課題となっている。

小・中学校における特別支援教育の充実のためには、市町村教育委員会と連携した積極的な取組が必要である。

(5) 発達障がいへの理解の現状

発達障がいは、見た目には障がいがあることはわかりにくく、本人や周囲の人たちも障がいがあることに気づきにくいため、周囲とのコミュニケーション等がうまくいかなかったり、学校・職場や地域で困難を抱えたりすることがある。また、発達障がいについての誤解等から、理解や支援に結びつかない場合があるので、一層の理解を進めるため啓発等が必要である。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提 言

- (1) こども総合療育センターが、発達障がい児の療育等の中核施設としての役割を十分に果たすため、中・長期的な視野に立った、高い専門性を有する人材の確保や人材育成などに努めるとともに、地域における支援ネットワーク作りのための市町村や関係者との協議を早急に進め、必要な調整・助言・研修等に一層取り組むこと。なお、受診の待機状況については、引き続き改善に向けた対応に努めること。

また、整肢園の廃止に伴って、その機能の一部を引き継ぐ当センターにおける肢体不自由児のリハビリについては、利用者の動向やニーズを踏まえた対応に努めること。

- (2) 特別支援学校高等部のない離島においては、進学時に選択肢が限られており、また、本土に比較し、生徒や保護者に精神的及び経済的な負担が生じているケースも見受けられる。

その解決のため、現在与論島において実施されている高校校舎を活用した大島養護学校の訪問教育の成果等も踏まえつつ、同方式の他島への拡充等について早急に検討すること。

なお、これと並行して、分校・分教室の設置についても、引き続き、検討を行うこと。

- (3) 発達障がいを含むすべての障がいのある生徒等への特別支援教育の更なる推進のために、特別支援教育支援員の制度を一層活用し、必要に応じた配置がなされるよう、各市町村に対し助言を行うこと。

また、特別支援教育コーディネーターについては、その役割が十分に発揮されるよう、更なる資質の向上に努めること。

- (4) 発達障がいに対する一層の理解を進めるため、県や市町村の行政・教育・警察など公的機関及び保育所等の関係機関に勤務する職員の研修を継続して実施するとともに、県民に対しても、さまざまな機会を通じて、広報・啓発に努めること。

参考

現状・取組等

1 本県の特別支援教育の状況

(1) 児童・生徒数 H23.5.1現在(単位:人)

区分	小学部等	中学部等
特別支援学校	550	450
特別支援学級	1,348	541
通級による指導	747	9
計	2,645	1,000

(2) 特別支援学級等の状況

区分	小学校		中学校	
	学校数	学級数	学校数	学級数
特別支援学級	400	425	196	201
通級による指導	45	61	2	2

(3) 平成23年度特別支援学校の幼児児童生徒数・学級数

H23.5.1現在

学校名	幼稚部		小学部		中学部		高等部		訪問教育		計	
	学級	幼児	学級	児童	学級	生徒	学級	生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
鹿児島盲			4	8	5	8	11	33			20	49
鹿児島聾	6	23	8	18	4	9	8	15			26	65
武岡台養護			24	106	19	91	28	175	1	2	72	374
鹿児島養護			12	30	11	33	14	42	7	18	44	123
桜丘養護			13	34	6	19			6	16	25	69
皆与志養護			8	14	6	12			2	6	16	32
指宿養護			8	16	4	8	7	27	1	1	20	52
南薩養護			7	24	9	37	6	39	2	3	24	103
串木野養護			19	57	7	39	19	114	2	5	47	215
出水養護			18	58	11	41	17	100	2	4	48	203
加治木養護			10	26	7	19	7	14	7	19	31	78
牧之原養護			15	61	11	47	18	113	7	19	51	240
鹿屋養護			17	53	10	37	15	69	2	2	44	161
中種子養護			6	11	4	7			1	2	11	20
大島養護			8	16	7	25	8	49	5	9	28	99
合計	6	23	177	532	121	432	158	790	45	106	507	1,883

鹿大附属特別支援			3	18	3	18	3	24			9	60
----------	--	--	---	----	---	----	---	----	--	--	---	----

2 発達障がいについて

(1) 発達障がいの定義

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

(2) 発達障がい疑われる幼児・児童・生徒の割合等

- ① 県障害福祉課が県社協に委託して、平成21年11月に県内699箇所の保育所・幼稚園を対象に行った実態調査(343箇所の保育所・幼稚園から回答)
 - ・行動面や集団活動などで特別な配慮が必要な園児の割合 4.9%
- ② 県総合教育センターが平成17年9月に県内小学校22校,中学校22校,196学級を対象に行った実態調査
 - ・学習面や行動面に困難を有する児童生徒の割合 6.5%

※①の調査結果を保育所・幼稚園の在籍者数に,②の調査結果を小・中学校の在籍者数に乗じて対象者数を算出すると

(単位：人)

区分	在籍者数	割合	対象者数	備考
保育所	33,474	4.9%	1,640	在籍者数は平成22年4月現在
幼稚園	18,677	4.9%	915	"
小学校	95,576	6.5%	6,212	"
中学校	50,937	6.5%	3,311	"
計	198,664		12,079	

※ 文部科学省全国実態調査(平成14年)では、知的発達に遅れはないが、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、6.3%となっている。

3 こども総合療育センターの取組(概要)

(1) こども総合療育センターの役割

こどもの心身の発達に関する保護者や地域からのさまざまな相談に応じるほか、発達障がい、知的障がい、肢体不自由又はその疑いのある子どもを対象に、医師が診療を行う診療所機能、専門職種が訓練を行う療育機能、保健師等が関係機関と連携して地域療育の支援を行う機能などを持っている

(2) 診療件数

平成22年度診察件数

初診	698人 (月平均 58人)
再診	2,880人 (月平均240人)
合計	3,578人 (月平均298人)

初診698人の内訳=鹿児島市414人(59%)

児童総合相談センターとこども総合療育センターの診察実績比較(初診) (単位：人)

項目	診察実績 (年度計)	予約実績 (年度計)
年度		
平成21年度(児童総合相談センター)	461	528
平成22年度(こども総合療育センター)	698	973
比較(H22/H21)	1.5倍	1.8倍

(3) 診察結果(初診)

- ① 受診経路別人数…家族・親戚・里親 216人/698人(31%)
- ② 診察結果で発達障がい疑われる人数…460人/698人(66%)

(4) 相談等の状況(平成22年度)

- ① 電話相談1,860件, 来所相談74件
- ② 地域へ出向いての支援
 - ・個別支援 109回,巡回療育 26回,支援者の育成研修 14回

(5) 市町村の取組状況

- ① 乳幼児健診, 親子教室, 発達相談会の実施
- ② 障がい児支援として, 児童デイサービス事業の実施

4 離島ごとの小・中学校の特別支援学級の在籍状況 H23.5.1現在 (単位:人)

区分	小学校	中学校
甑島	1	
種子島	18	9
屋久島	17	12
奄美大島	68	24
喜界島	6	5
徳之島	22	9
沖永良部島	8	5
与論島	5	2
計	145	66

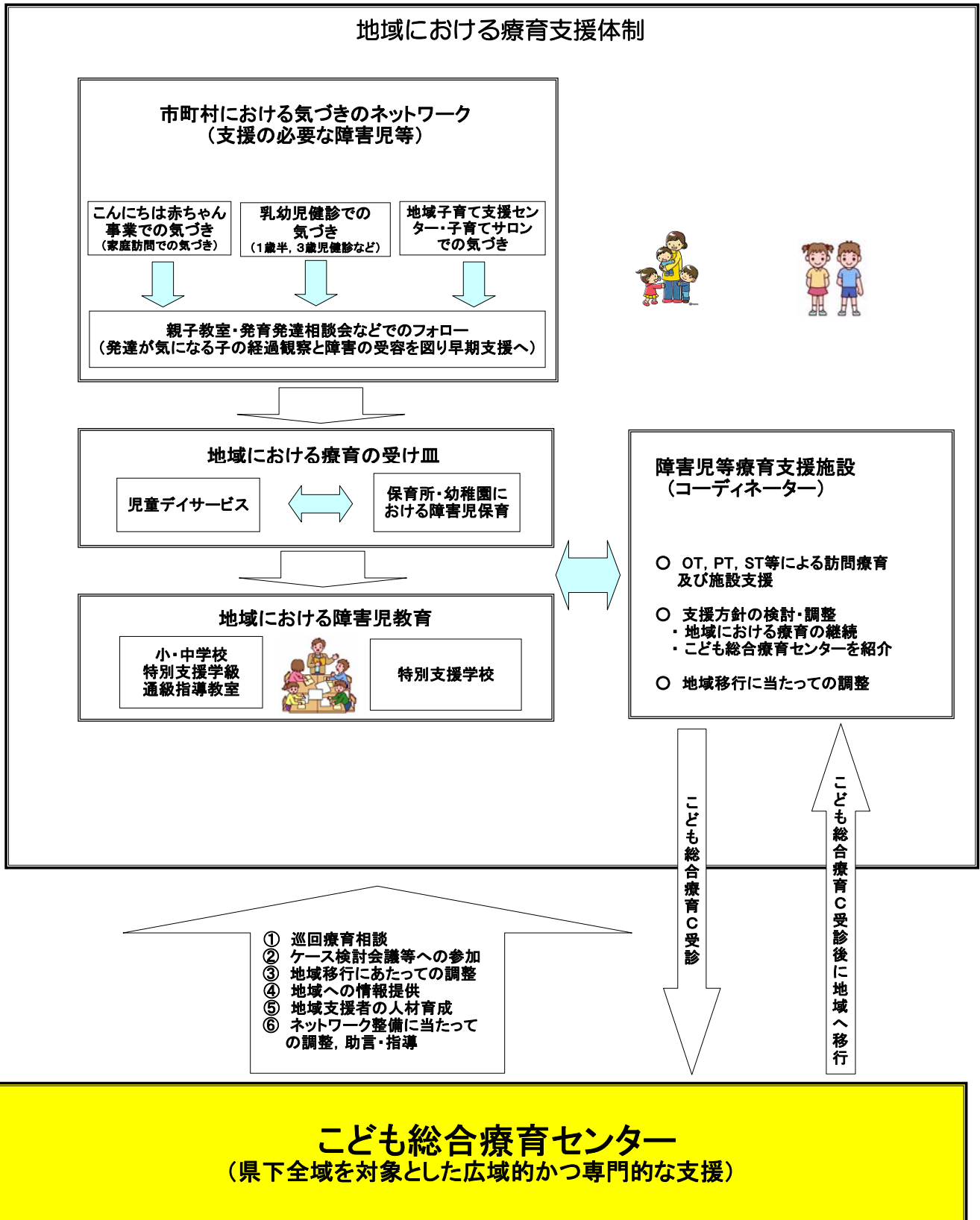
5 小・中学校等における特別支援教育の体制・研修

- (1) 校内委員会の設置
- (2) 特別支援教育コーディネーターの配置(各校1名以上を指名:幼稚園92.8%, 小学校, 中学校, 高等学校100.0%)
- (3) 特別支援教育支援員の配置(41市町村で435人)

6 幼稚園・小・中・高等学校の教員, 保育士等を対象とした研修

- (1) 幼稚園新規採用研修会など各種研修会を実施
- (2) 特別支援教育コーディネーター養成研修会を実施

障害児支援に関するイメージ図(地域との連携)



地域における障害児教育

小・中学校
特別支援学級
通級指導教室

特別支援学校

↔

① 巡回療育相談
② ケース検討会議等への参加
③ 地域移行にあたっての調整
④ 地域への情報提供
⑤ 地域支援者の人材育成
⑥ ネットワーク整備にあたって
の調整, 助言・指導

こども総合療育C受診

こども総合療育C受診後に地域へ移行

こども総合療育センター

(県下全域を対象とした広域的かつ専門的な支援)

Ⅲ 鹿児島県中小企業振興基本条例（仮称）の制定について

1 条例制定の背景と意義

昨年6月に「中小企業憲章」が閣議決定された。その冒頭に、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。（中略）

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。」と、中小企業がこれまで果たしてきた役割と今後の期待が謳われている。

しかし、中小企業は、人口減少・少子高齢化や、経済のグローバル化等の構造的な課題並びに世界的な不況、急激な円高への対応が求められるなど厳しい経営環境が続いている。

そのような中、持ち直しつつあった我が国の経済は、東日本大震災の発生（地震、津波、原発事故等）により、大きな影響を受けることとなった。直接的な被害のみならず、様々な流通の停滞や自粛ムードによる消費マインドの低下等により、本県経済への影響も少なくない。

本県は、日本本土の西南部に位置し、二つの半島と多くの離島による南北約600kmにわたる広大な県土を有する中で、中小企業は、約6万社で全企業の99.9%、全従業員数の約9割を占め、本県産業の競争力の源泉であるとともに、地域社会や雇用など、私たちの暮らしを支える重要な存在である。

本県の特徴は、製造品出荷額や商品販売額における中小企業の割合が高いことであり、製造品出荷額における中小企業の割合は全国平均の49.8%に対し、本県は73.5%となっており（平成21年工業統計）、商品販売額においても中小企業の割合は83.1%で全国平均の68.6%を上回っている。（平成19年商業統計）

また、平成21年の製造品出荷額を業種別にみると、食料及び飲料が、57.9%を占めており、本県の農林水産物を活かした食品製造業等が大きな比率を占めていることがわかる。

一方、1990年代に入ると、県下全域で大規模小売店舗の出店が相次ぎ、

中小小売店が減少してきている状況にある。小売業の事業所数をみても、大企業所は昭和61年の131から平成18年には227へと大幅に増加しているが、中小事業所数は約3万から約2万1千へと約3割減少しており（総務省「事業所・企業統計」）、大企業所の動向に左右されない地域に密着した中小事業所の活性化を図る必要がある。

中小企業は、これまで社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承にも重要な役割を果たし、地域社会の安定をもたらしてきた。地域のコミュニティの希薄化が、社会の様々な問題を惹起している今日、安心の社会形成のためにその役割の重要性が再認識され、これまで以上に中小企業への期待は高まっている。持続可能な地域社会を築くためにも、地域内での産業の振興や雇用の創出、そして、地域の活力を生み出していく必要がある。

また、今後、安定が求められる医療や福祉、環境・エネルギー分野などにおいては、大企業にはない意思決定の速さや行動力と多種多様な可能性を持つ中小企業の事業能力を高める必要がある。とりわけ本県では、九州新幹線全線開通など地域資源の有効活用による新しい産業・雇用の創出を図るべく果敢に挑戦できる環境整備が求められており、新商品の研究開発や県産品の販路拡大が重要となる。

これらの状況を踏まえ、県民一人一人が中小企業の果たしている役割を認識し、経営支援、人材の育成・確保、起業、新しい事業の展開、金融支援など総合的、計画的に推進するための基本指針となる「鹿児島県中小企業振興基本条例（仮称）」を制定することが必要である。

2 条例制定の際に検討すべき課題

- (1) 経営基盤の強化に必要な経営資源の確保
- (2) 産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業と雇用の創出の促進
- (3) 資金供給の円滑化
- (4) 中小企業を支える人材の育成と確保
- (5) 研究開発の推進並びに産・学・行政の連携の推進
- (6) 地域の特徴ある資源を活かした産業と雇用の創出の促進
- (7) 地元企業への受注機会の増大

- (8) 中小企業者の振興に資する企業立地の推進
- (9) 男女の均等な雇用機会等を確保する労働環境の整備
- (10) 安心して子どもを産み育てることができる労働環境の整備
- (11) 施策の実施状況の検証と公表 等

3 条例の主な内容

- (1) 目的と中小企業者の定義, 基本理念
- (2) 県の責務
- (3) 財政上の措置
- (4) 基本方針等
- (5) 中小企業者の努力
- (6) 県民等の理解と協力 等

4 今後の取組

これまで県議会においては、地域の中小企業の実情等を踏まえ議会での審議がなされるなど、中小企業振興に取り組んでいる。

条例の制定にあたっては、県民の代表である議員が、政策立案機能を発揮して、これまでの幅広い活動経験を活かし、広く県民や関係団体等の意見を聞きながら、議員提案条例の制定に取り組むことが望まれる。

参 考 現 状 ・ 取 組 等

1 中小企業憲章（平成22年6月18日閣議決定）の基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつきやすい場である。（中略）

国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2 本県中小企業の現状

(1) 企業数・従業者数等 (単位：社、人、億円、%)

区 分	本 県			全 国		
	中小企業	割合	全 体	中小企業	割合	全 体
企 業 数	59,982	99.9	60,048	4,197,719	99.7	4,210,070
従 業 者 数	325,370	88.2	368,761	27,835,550	69.4	40,126,980
製造品出荷額	12,614	73.5	17,151	1,322,216	49.8	2,652,590
商品販売額	33,470	83.1	40,267	3,762,629	68.6	5,482,371

※企業数・従業者数：2010年版中小企業白書 製造品出荷額：平成21年工業統計 商品販売額：平成19年商業統計

(2) 業種別開業率・廃業率（非一次産業・民営事業所・平成16～18年）

	業種	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	全体
		開業率	廃業率	開業率	廃業率	開業率	廃業率	開業率	廃業率	開業率	廃業率	開業率	廃業率	開業率	廃業率	開業率	廃業率
本 県	開業率	3.5	4.6	3.3	5.8	22.6	5.5	5.4	5.5	5.6	5.6	10.5	10.3	10.3	23.6	6.2	6.7
	廃業率	4.6	5.8	5.3	9.5	11.1	6.1	6.4	6.5	7.3	7.0	9.6	4.7	7.3	5.6	5.7	6.5
全 国	開業率	2.8	4.7	3.4	5.2	15.4	6.3	5.6	5.7	7.0	5.5	7.9	10.3	8.8	31.2	6.4	6.4
	廃業率	5.5	5.6	5.4	5.6	11.9	6.4	6.4	6.8	7.8	5.1	8.7	4.9	7.2	5.4	5.9	6.5

資料：総務省「平成18年事業所・企業統計調査」（2006年10月）

(注) 1 開業率とは、ある特定の期間において、「①新規に開設された事業所（または企業）を年平均でならした数」の「②期首において既に存在していた事業所（または企業）」に対する割合であり、①/②で求める。廃業率も同様。

出典：「2008年版中小企業白書」付注3-1-8

3 県の中小企業に対する主な施策

(1) 経営基盤強化

ア 中小企業者による組合の組織化

中小企業者が連携し、相互にその経営資源を補完することにより、中小企業の経営基盤の強化、経営の革新及び創業を図るため、県中小企業団体中央会の巡回指導員等の設置に対する助成を行うとともに、中小企業組合の育成及び指導に要する経費を助成している。

イ 商工会・商工会議所等を通じた中小企業等に対する経営指導

小規模事業者の経営の改善発達等を促進するため、商工会の経営指導員等の設置に対する助成を行うとともに、経営改善のための指導並びに商工会の組織運営に対する指導に要する経費を助成している。商工会においては、商工業者のニーズの高度化・多様化及び経済活動の広域化に対応するため、平成18年4月から県内を10ブロックに分けて、各ブロックに広域担当経営指導員を配置するなど、その機能強化を図ってきている。

ウ 専門家による診断・助言

中小企業の経営基盤の強化を図るため、中小企業が自らの力だけでは確保することが困難な経営資源を補完するための支援（専門家派遣）を行っている。

(2) 経営革新

地域経済の活性化や雇用の創出を図るためには、新事業活動にチャレンジする中小企業の成長発展を促す必要があることから、中小企業の経営革新の取組に対する積極的な支援を行っている。

(3) 融資

中小企業の健全な振興発展を図るため、中小企業融資制度を設け、県内中小企業者等の資金調達の円滑化を推進している。

(4) 製造業の振興

平成23年3月に「かごしま製造業振興方針」を策定し、本県の経済基盤を安定したものとしていくために、産学官の関係団体が一体となって取り組むべき製造業振興の方向性をとりまとめ、地域資源を生かした新産業育成などの観点からの施策を展開している。

IV 災害に強い県土づくりについて

1 提言の背景

(1) 最近の状況

本県は、これまで台風、豪雨、地震、火山災害など様々な自然災害を経験してきている。

最近では、平成22年10月に奄美大島で集中豪雨による災害、平成23年は、1月に霧島山新燃岳の約300年ぶりの本格的なマグマ噴火による災害、奄美大島では9月に北部で、11月に南部で集中豪雨による災害が発生した。

また、桜島は平成23年で3年連続して年間の爆発回数を更新するなど活動が活発化している。

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上国内最大規模となるM9.0を記録し、大規模な津波を伴い、死者・行方不明者約2万人、建築物の全壊・半壊約37万戸、避難者はピーク時には40万人以上という未曾有の大災害となった。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、津波で原子炉等を冷却するための電源が失われ、大量の放射性物質が外部へと放出される重大な事故が発生し、周辺一帯の多くの住民は長期の避難生活を余儀なくされている。

このような状況の中、国では、防災基本計画に「津波災害対策編」を新設し、地震・津波対策の抜本的強化を図るほか、避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮を盛り込むなどしている。さらに、事故の長期化・深刻化、広域避難への対応など、原子力災害対策の検討を進めている。

県では、平成5年や平成18年の豪雨災害、平成7年の阪神・淡路大震災などを受け、治水や砂防施設等の整備、自主防災組織率の向上など防災対策に取り組んでいるが、今回の東日本大震災の被害状況や奄美豪雨災害、新燃岳の火山災害等の教訓を踏まえて、災害時の情報通信体制、避難の長期化に対応した避難体制などの課題について検討を進めている。

また、本県には九州電力株式会社川内原子力発電所があることから、国の防災指針の改定等による見直しまでの間の原子力災害対策として、

「原子力災害対策暫定計画」を昨年12月に策定している。

県議会においては、防災対策について、県議会災害対策協議会の活動のほか奄美豪雨災害や新燃岳の火山災害、原子力発電所の安全対策など、本会議等でも論議を行ってきた。しかし、東日本大震災の甚大な被害、特に津波による被害や原子力発電所事故に伴う影響などを勘案すると、改めて検討する必要があると考えたところである。

そうした中で、国においては、引き続き東日本大震災を踏まえた見直しを行うこととし、また、原子力災害対策についても検討を行っており、県においても、3月に県地域防災計画を修正し、その後も、今後の国の対応を踏まえて、県地域防災計画のさらなる見直しを行う予定としている。

このような状況の中で、これまで得られた教訓や災害の現場等で実感したことなどをもとに、災害に備え、取り組むべき課題について、以下のとおり検討することとしたものである。

(2) 本県の災害での教訓から

奄美豪雨災害においては、通信の途絶や道路の寸断により集落への通信手段や交通手段が不通となり、災害情報の収集、住民の安否確認などに時間を要したり、負傷者や救援物資の搬送などが一時困難となった。その中で、コミュニティFMの放送で様々な情報提供が行われたり、海上輸送が行われるなどの取組がなされたことは、記憶に新しい。

このようなことから、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援等に対応するためには、正確な情報が迅速に提供されるとともに、避難や人命救助等が迅速に行われるように、多様な通信手段の整備・活用、避難経路の複数確保に取り組むことが必要である。

また、集中豪雨が県内各地で頻発し、さらに、新燃岳や桜島の火山活動も活発化していることなどから、日頃からの維持管理や災害時の情報提供はもちろんのこと、河川改修及び砂防施設等の整備を着実に進めていくことが必要である。

河川内の堆積土砂、いわゆる寄洲については、経年とともに堆積したものの、土石流等により形成されたもの等があるが、寄洲除去については、住民の要望も強い。

しかしながら、要望箇所も多く十分に進んでいないことや集中豪雨が増加している状況も踏まえて、河川内の堆積土砂の除去については、早急な対応が必要である。

(3) 東日本大震災での教訓から

東日本大震災では、これまでにない規模の地震や津波のため、特に津波で多くの住民が被災し、多数の建築物等が全壊・半壊し、避難所も被災するなど、防災対策をはるかに超え、甚大な被害が発生した。

こうしたことから、市町村において、津波や他の災害に備えて、ハザードマップを作成したり、避難所を再点検するなど、改めて地域を見直す必要がある。その結果を住民に周知徹底し、防災意識を高めていくことが求められる。

また、東日本大震災では、被害が大規模でしかも広域化したことから、避難者は多数に及び、ライフラインの復旧にも時間を要した。そのため、避難所においては、食料・水等の不足、停電や断水等によるトイレ・入浴への支障、授乳スペースや更衣室もないことによるプライバシーの問題等が数多く見受けられた。

今後は、特に拠点となる体育館等の避難所については、大規模災害に対応できるよう、ライフラインの復旧までの間、即座に必要な非常用発電機の整備など、避難所の設備・機能の充実が求められる。

また、県が体育館等を建設するにあたっては、避難所としての整備可能性等について、事前に市町村に確認・協議するなどの取組が必要である。

さらに、東日本大震災では、仮設住宅の設置場所の確保が難しく、避難所での生活が長期化したことから、今後は、避難の長期化に備え、仮設住宅の設置場所については、災害の想定の見直し等を踏まえ選定しておく必要がある。

また、避難が長期化すると、臨時的な避難所等の確保が求められる場合もあることから、宿泊施設などの確保についても取り組むことが必要である。

福島第一原子力発電所の事故のため、多くの住民が避難を余儀なくされ、かつ深刻な放射能汚染の問題が発生した。

川内原子力発電所については、東日本大震災以降、九州電力は、津波に対する緊急安全対策やシビアアクシデントへの対応に関する措置をとり、その後、国のいわゆるストレステストが行われている。

県議会においても、昨年6月に、原子力安全対策等特別委員会を設置し、川内原子力発電所の安全対策等に関する調査を行う中、県は原子力災害対策暫定計画の策定を行うなど、原子力災害対策の見直しを進めている。

県においては、原子力災害対策について、県民の安全確保を第一に検討するとともに、県民に情報提供を行うことが必要である。

(4) 県民の防災活動の充実に向けて

災害に強い県土づくりに向けて、県や国・市町村のみならず、県民や各種機関・団体が、それぞれの役割を発揮するよう、備えを改めて見直すとともに、自らの身の安全は自ら守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って確保する「共助」、そして「公助」の三位一体の取組を一層進めていく必要がある。

地域コミュニティが希薄化し、防災機能の低下が懸念される中、自主防災組織の組織率の向上にさらに取り組む必要がある。

また、住民、自治会をはじめ、学校、企業、事業所、NPO等が連携し、しかも地域により異なる災害リスクの特性を把握し、関係者間で

防災知識の共有，リスク回避の具体的な手段の準備やそれを身につける訓練といった日頃からの地道な取組を積み重ねていくことが必要である。

これまで，本県では，多数の災害が発生していることなどから，学校においては子どもたちに，まず避難という行動が実践できるようにするなど，防災教育に一層力を入れていく必要がある。

最近，災害時には，ボランティアの力が寄せられ，多くの支援がなされている。成人後も，誰もがボランティアとして，できる限り協力していく気持ちを持ち続けるため，学校などで，ボランティア活動への参加意識の醸成などに取り組んでいくことが求められる。

東日本大震災でも，ボランティアが多数駆けつけたが，当初，市町村のボランティアセンターでは，情報やスタッフの不足等から，ボランティア活動が十分にできなかったところがあった。

災害時には，ボランティアの協力は，現地において大きな支援となるため，できるだけ速やかにボランティアの募集・受入れ・活用等ができるように，ボランティアコーディネーターの育成など，日頃から準備しておく必要がある。

こうした地域での取組のほか，専門的能力等を有する各種機関・団体による災害時の連携・協力も欠かせないことから，協力体制の拡充のため，事前の取組を進めておく必要がある。

以上の観点から，次のとおり提言する。

2 提 言

(1) 災害応急対策への備え

① 災害時の情報伝達体制の整備促進

災害時に正確な情報伝達を迅速に行うため、防災行政無線・屋外放送設備の整備，衛星携帯電話・コミュニティFM等のラジオを活用するなど，市町村や放送事業者等と連携して，速やかに情報伝達体制の整備促進を図ること。

また，ラジオ等の難視聴地域の解消に向けても取り組むこと。

② 孤立集落防止対策

災害時に孤立集落が発生しないように，道路等の避難経路及び住民への通信手段を複数確保するよう努めること。

③ 避難所の再点検及びハザードマップの作成

東日本大震災では，津波で避難所も被災していることから，風水害，地震・津波，火山災害などに応じた避難所となっているか，再点検の実施について，市町村に助言を行うこと。

また，居住地域の地理的条件や災害に応じた避難場所の確認等のため，ハザードマップの作成及び住民への周知を促進するよう市町村に助言を行うこと。

④ 避難所の設備・機能の充実

体育館等の避難所については，大規模災害時に対応できるよう，非常用発電機など，設備・機能の充実を図るよう，市町村に助言を行うこと。

県が，体育館等を建設するに当たっても，市町村と協議するなど，防災についても十分配慮すること。

⑤ 仮設住宅の設置場所の選定

避難の長期化に備え，仮設住宅の設置場所については，災害の想定の見直し等を踏まえ，早急に検討し，選定するよう市町村に助言を行うこと。

(2) 県民の防災活動

① 自主防災組織の育成・強化

自主防災組織率については、平成23年4月現在で73.3%であるが、関係機関と連携して、今後とも、組織率の向上に向けて、取組の強化を図ること。

また、自主防災組織の効果的な防災活動につなげるため、研修のほか、防災訓練・図上訓練等の実践的な活動に取り組むよう市町村と協力して促進すること。

② 防災教育等の充実

学校・地域・事業所等において、災害時に迅速・適切に行動できるよう、防災知識・避難行動、ボランティア活動への参加意識の醸成など、防災教育・研修を充実し、継続して行うこと。

③ 災害時の協力体制の拡充

災害時の協力体制を拡充するため、各種団体等との防災協定締結の取組、ネットワークづくりを一層推進すること。

また、災害時における市町村のボランティアセンターの役割がさらに発揮できるよう、県においても、積極的に支援に取り組むとともに、市町村に対し、ボランティアコーディネーターの育成など体制等の充実を図るよう助言を行うこと。

さらに、臨時的な避難所等の確保について市町村に働きかけること。

(3) 原子力災害対策

本県においては、国の防災指針の改定等に一定の期間を要することから、県独自に原子力災害対策暫定計画の策定を行うなど、原子力災害に係る防災対策の見直しを進めているところであるが、今後とも、国の原子力災害に係る防災対策の検討状況も踏まえながら、積極的かつ迅速に検討、対応を行い、県民の安全確保等に努めるとともに、県民へ情報提供すること。

(4) 災害未然防止のための施設整備等

① 施設整備等の推進

近年、局地的豪雨が増加傾向にある中、水害や土砂災害が頻発し、また、新燃岳や桜島の火山活動も活発化し、火山災害の可能性が増している。

これらの災害から県民の生命及び財産を守るため、河川改修及び砂防施設等の着実な整備を進めるとともに、適正な維持管理や住民の警戒避難体制を支援する防災情報の提供などに努めること。また、整備等に当たっては、国の補助金等の確保に努めること。

② 浸水対策の推進

河川内の堆積土砂については、水害の原因の一つになりうるため、浸水被害の未然防止を図る観点から、その除去については、コスト縮減の工夫等を行うとともに、予算確保に積極的に努め、期間を定め集中的に取り組むこと。

以上の取組をはじめ、総合的な防災・減災対策等に努め、災害に強い県土づくりを一層進めること。